

松戸市公共基準点管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公共基準点の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共基準点 基準点及び街区基準点をいう。
- (2) 基準点 松戸市公共測量作業規程(平成15年11月28日付け国土地発第616号)に基づいて測量され、測量の基準とするために設置された標識をいう。
- (3) 街区基準点 都市再生街区基本調査(国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第2項の規定に基づく都市部の街区内における地籍調査のための基礎的データの整備に必要な基準点の測量等をいう。)によつて設置された街区三角点及び街区多角点の標識をいう。
- (4) 測量 測量法(昭和24年法律第188号)第3条に規定する測量をいう。
- (5) 土地建物管理者 公共基準点の存する土地又は建物を管理する者をいう。

(管理主管課)

第3条 公共基準点の管理及び公共基準点に関する図書の閲覧の事務は、都市整備本部建設担当部建設総務課(以下「管理主管課」という。)が行う。

(使用の承認)

第4条 公共基準点を使用しようとする者は、松戸市公共基準点使用承認申請書(第1号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が適当と認めるときは、松戸市公共基準点使用承認書(第2号様式。以下「承認書」という。)を申請者に交付するものとする。

(使用の条件)

第5条 前条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、公共基準点の使用に際し、次の各号に掲げる条件を守らなければならない。

- (1) 公共基準点及びその周辺の保全に努めること。
- (2) 計画機関名、作業目的、連絡先その他必要と認める事項を土地建物管理者に通知し、あらかじめ立入りの承諾を得ること。
- (3) 常に承認書を携帯し、当該土地建物に立ち入る際は、土地建物管理者に対し、必ず承認書を呈示すること。
- (4) 立入りの範囲は、土地建物管理者の許可を受けた範囲とすること。
- (5) 公共基準点又は当該土地建物に存する建築物、樹木等を破損した場合は、原因者の負担において原状に復すること。
- (6) 当該土地建物において測量目的以外の行為をしないこと。
- (7) 公共基準点の使用後は、原状に復すること。
- (8) 公共基準点の使用完了後は、速やかに使用完了の旨を管理主管課に報告すること。
- (9) 公共基準点の使用により得られた測量成果は、承認を受けた目的以外に使用しないこと。
- (10) その他管理主管課の指示に従うこと。

(使用の報告等)

第6条 使用者は、公共基準点の使用を完了したときは、松戸市公共基準点使用報告書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 精度管理表
- (2) 成果表及び網図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 使用者は、測量に際し公共基準点の破損、亡失その他の異状を発見したときは、松戸市公共基準点異状報告書（第4号様式）により、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(測量成果の提出)

第7条 市長は、使用者に対し、市長の指示する測量成果を提出させることができる。

(工事施工の届出)

第8条 道路の掘削工事を施工する者(以下「工事施工者」という。)は、公共基準点の付近でその効用に支障を来たすおそれのある工事等を行うときは、あらかじめ松戸市公共基準点付近での工事施工届出書(第5号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて市長に届け出なければならない。ただし、次条第1項の規定による申請又は第10条第1項の規定による請求をするときは、この限りでない。

- (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料
- (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）

2 前項の工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車輛、重機械等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち工事及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機械等までの距離が5メートル以下となるもの

- (3) その他公共基準点の効用に支障を来たすと市長が認める工事等
- 3 工事施工者は、市長の指示に基づき公共基準点の保全又は復旧に必要な措置を講じなければならない。
- 4 工事施工者は、公共基準点付近での工事等がしゅん工したときは、速やかに松戸市公共基準点付近での工事しゅん工報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。
- (1) しゅん工写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）
- (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前及びしゅん工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）
- 5 工事施工者は、公共基準点付近での工事等により公共基準点の効用に支障を来たしたときは、管理主管課と協議の上、松戸市公共基準点復旧承認申請書（第7号様式）により市長に申請しなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、松戸市公共基準点復旧承認書（第8号様式）により公共基準点の復旧を承認するものとする。

(工事施工者による一時撤去及び移転の申請)

第9条 工事施工者は、公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要が生じた場合は、あらかじめ松戸市公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（第9号様式）に次の各号に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図、平面図（掘削位置と公共基準点との位置関係を明示したもの）
- (2) 再設置位置図（公共基準点の新旧位置の関係が確認できるもの）
- (3) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）

- 2 市長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、松戸市公共基準点（一時撤去・移転）承認書（第10号様式）により公共基準点の一時撤去又は移転を承認するものとする。

(土地建物管理者による一時撤去及び移転の請求)

第10条 土地建物管理者は、当該公共基準点が生活上等の理由により支障を来たすような場合、松戸市公共基準点（一時撤去・移転）請求書(第11号様式)により公共基準点の一時撤去又は移転を市長に請求することができる。

- 2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに土地建物管理者と協議し、必要な処置を講ずるものとする。

(機能の回復)

第11条 工事施工者が公共基準点の一時撤去、滅失、き損、移転等によりその効用に支障を来たした場合又は土地建物管理者の請求による公共基準点の一時撤去又は移転があつた場合は、原則として当該公共基準点を既設のものと同様の構造により再設置し、測量成果を修正するものとする。

- 2 前項の場合において同様の構造による再設置が不可能であると認められるときは、管理主管課と協議の上、当該公共基準点の構造を変更することができる。

- 3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失し、又はき損した場合は、前2項の規定を適用する。

(機能回復の施工者)

第12条 公共基準点を再設置する工事（以下「再設置工事」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が行うものとする。

- (1) 工事施工者が公共基準点の一時撤去、滅失、き損、移転等によりその効用に支障を来たした場合 工事施工者（工事施工者による再設置工事が困難であると認められる場合にあつては管理主管課）
- (2) 土地建物管理者の請求による公共基準点の一時撤去又は移転があつた場合 管理主管課

- 2 測量成果の修正に必要な手続は、測量法第 36 条、第 37 条第 3 項及び第 40 条その他関係法令に基づき管理主管課が行う。

(再設置工事の方法)

第 13 条 工事施工者は、再設置工事の方法について、管理主管課と協議しなければならない。

- 2 公共基準点の測量標は、原則として既設のものを再度使用するものとする。ただし、当該測量標が使用不可能な場合は、管理主管課と協議するものとする。
- 3 工事施工者は、再設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 工事施工者は、再設置工事がしゅん工したときは、速やかに松戸市公共基準点再設置工事しゅん工報告書（第 12 号様式）に前項の写真を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 工事施工者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第 14 条 公共基準点の再設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取壊し費用を含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用は、工事施工者（工事施工者以外の者が故意又は過失により公共基準点を滅失し、又はき損した場合にあつては、当該滅失し、又はき損した者）が負担しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、その費用の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 土地建物管理者が行う工事の場合
- (2) 市長が特に認めた場合

(補則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日松戸市規則第 12 号）

この規則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日松戸市規則第 15 号）

この規則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 30 日松戸市規則第 56 号）

この規則は平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 8 日松戸市規則第 72 号）

この規則は平成 18 年 12 月 8 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日松戸市規則第 50 号）

この規則は平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日松戸市規則第 11 号）

この規則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。